

6. 空き家バンク（空き家活用報奨金）

空き家バンクについて

◆事業内容

七尾市内にある空き家を「売りたい人・貸したい人」から物件の情報を集めて、空き家を「買いたい人・借りたい人」へ情報を提供するものです。

◆登録できる空き家

- (1) 現状のままか、軽微な修繕をすれば、人が住める空き家。（市指定の不動産事業者による空き家調査の結果を受けて、利用できるか判断します。）
- (2) 個人が所有する居宅で、玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えること（店舗、法人名義、集合住宅は登録できません。）
- (3) 売買や賃貸が可能なもの。（相続登記や境界確認が必要なものは、事前に行ってください。）

空き家活用報奨金について

地域づくり協議会または町会を通じてバンク登録された空き家について、売買や賃貸が成立した場合、空き家解消および入居者を地域に受入れることへの協力に対して、市から報奨金をお支払いします。

◆補助対象・金額

事前に協力団体として市へ登録した地域づくり協議会または町会へ
10万円（1物件1回に限る）

◆注意事項

- (1) 地域づくり協議会または町会を通じて空き家をバンク登録した。
（登録申請書の「同意欄」に記入があること）
- (2) 建物である。（土地のみは対象外）
- (3) 所有者と利用者が3親等以内の親族または姻族ではない。

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp